道路交通騒音・振動の調査結果について

横須賀市では、市内の幹線道路¹⁾ 9路線9地点(年1回)で、道路交通騒音及び振動の測 定を実施した。

1 道路交通騒音の測定結果

(1)環境基準²⁾達成状況及び要請限度³⁾の適否状況

昼間は9地点中8地点で、夜間は9地点中7地点で、環境基準を達成し、すべての地点で昼間、夜間とも要請限度を下回った。

No	路線名	測定地点		基準 状況	要請限度 適否状況	
			昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道16号線	東逸見町1丁目19先	×	×	0	0
2	横浜横須賀道路	大矢部4丁目34-4先	0	0	0	0
3	横浜横須賀道路	阿部倉32-7先	0	0	0	0
4	一般国道134号線	大津町3丁目3-1先	0	0	0	0
5	県道横須賀三崎線	佐野町3丁目14先	0	×	0	0
6	三浦縦貫道路	太田和3丁目先	0	0	0	0
7	県道横須賀葉山線	公郷町2丁目21先	0	0	0	0
8	県道久里浜港久里浜停車場線	久里浜7丁目14-6先	0	0	0	0
9	市道6836号線	池上6丁目2-2先	0	0	0	0

[時間区分] 昼間:6~22時 夜間:22~6時 [環境基準達成状況] ○:達成 ×:非達成

[要請限度適否状況] ○:要請限度を下回る ×:要請限度を上回る

(2) 面的評価⁴⁾ の結果 (環境基準達成状況)

調査対象区間における住居等の総戸数は9,331戸で、そのうち昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは、8,829戸(達成率 94.6%)でした。

評価対象 住 居 等			昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		のみ 直以下		友間とも 直超過
	戸 数	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
	9, 331	8, 829	94. 6	379	4. 1	0	0	123	1.3

[時間区分] 昼間:6~22時 夜間:22~6時

[評価路線] 10路線(騒音測定を行った9路線と、騒音測定結果を準用して評価

した1路線(県道横須賀停車場線)について評価した)

2 道路交通振動の測定結果

すべての地点で昼間、夜間とも要請限度を下回った。

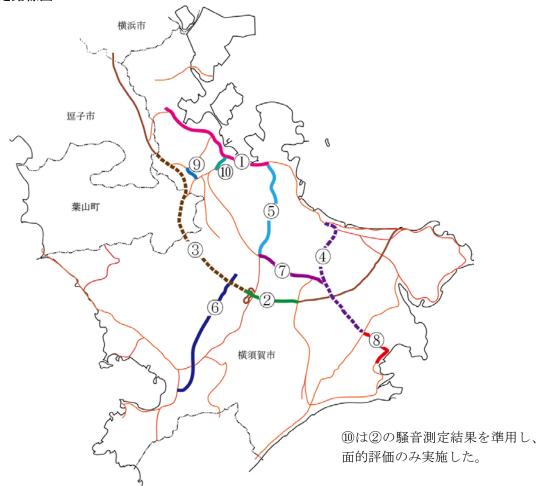
要請限度の適否状況

No	路線名	測定地点	適否	V + U =
			昼間	夜間
1	一般国道16号線	東逸見町1丁目19先	0	0
2	横浜横須賀道路	大矢部4丁目34-4先	0	0
3	横浜横須賀道路	阿部倉32-7 先	0	0
4	一般国道134号線	大津町3丁目3-1先	0	0
5	県道横須賀三崎線	佐野町3丁目14先	0	0
6	三浦縦貫道路	太田和3丁目先	0	0
7	県道横須賀葉山線	公郷町2丁目21先	0	0
8	県道久里浜港久里浜停車場線	久里浜7丁目14-6先	0	0
9	市道6836号線	池上6丁目2-2先	0	0

[時間区分] 昼間:8~19時 夜間:19~8時

[要請限度適否状況] ○:要請限度を下回る ×:要請限度を上回る

3 測定路線図



用語解説

- 1)幹線道路:交通量が比較的多い路線の中から、計画的に調査対象道路を選定しています。
- 2) 環境基準:環境基本法第16条に基づき定められた、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準です。
- 3) 要請限度:地方公共団体が道路管理者に対して、騒音低減に係る要請を行う目安となる指標です。要請限度をこえていることにより道路の周辺の生活環境が著しくそこなわれていると認める場合は、地方公共団体は道路管理者に対して要請を行います。
- 4) 面的評価:幹線道路に面した一定の地域において、騒音レベルが環境基準をどの程度満足しているかを示す道路交通騒音の評価方法です。高速道路、国道、県道、4車線以上の市道などの幹線道路に面する地域での騒音を、幹線道路から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価します。

― 今後の取組み ―

- ・騒音規制法及び振動規制法に基づき、自動車騒音の常時監視及び道路交通振動の測定 を継続して実施し、市民等へ情報提供を行っていく。
- ・調査結果については、道路の改修又は維持管理上の参考となるよう、道路管理者へ情報提供を行います。

道路交通騒音・振動の調査結果について (資料編)

横須賀市では、市内の幹線道路9路線9地点(年1回)で、道路交通騒音及び振動の測定 を実施した。

1 調査期間

平成24年11月7日 10時 ~ 平成24年11月8日 10時

2 調査路線及び評価区間

No	路線名	区間延長 (km)	起点住所	終点住所
1	一般国道16号線	6. 1	小川町13先	船越町1丁目55先
2	横浜横須賀道路	1.6	佐原インター先	衣笠インター先
3	横浜横須賀道路	4.7	衣笠インター先	田浦大作町先
4	一般国道134号線	5.3	三春町2丁目17先	久里浜4丁目13先
5	県道横須賀三崎線	3.5	大滝町1丁目5先	公郷町2丁目11先
6	三浦縦貫道路	5.1	衣笠町26先	林5丁目9先
7	県道横須賀葉山線	2.1	根岸3丁目5先	公郷町2丁目11先
8	県道久里浜港久里浜停車場線	1.5	久里浜4丁目13先	久里浜7丁目31先
9	市道6836号線	0.9	山中町150-2先	池上7丁目10先
10	県道横須賀停車場線(準用)	0.3	東逸見町1丁目先	汐入町2丁目先
	合 計	31.1		

※No.10はNo.2の騒音測定結果を準用し面的評価のみ実施した。 騒音及び振動の測定はしていない。



⑩は②の騒音測定結果を準用し、 面的評価のみ実施した。

3 測定方法及び評価方法

(1) 測定方法

騒音 JISZ8731騒音レベル測定方法により、連続した24時間の毎正時から10分間測定する。 振動 JISZ8735振動レベル測定方法により、連続した24時間のデータを測定する。

(2) 評価方法

騒音 等価騒音レベルで、環境基準と比較する。

振動 測定値80%レンジ上端値で、要請限度と比較する。

4 道路交通騒音調査及び面的評価の結果

(1) 騒音測定結果、環境基準達成状況及び要請限度適否状況

昼間は9地点中8地点で、夜間は9地点中7地点で、環境基準を達成し、すべての地点で昼間、夜間とも要請限度を下回った。

単位:デシベル

								TIM . /	シャヘノレ		
No		路線名 測定場所		用途地域 路線名 測定場所 及び		時間	測定値 (等価	環境	基準	要請	限度
NO	□ 百 初火 4日	例 足 物 別	車線数	区分	騒音 レヘブル)	達成	基準値	適否	限度		
1	一般国道16号線	東逸見町1丁目19先	近隣商業地域	昼間	71	×	70	0	75		
1	双国坦10万冰	来远先叫I J 日19元	4 車線	夜間	67	×	65	0	70		
2	横浜横須賀道路	大矢部4丁目34-4先	第一種住居地域	昼間	51	0	70	0	75		
	快快快点具坦印	八八明年1月3年 4九	4 車線	夜間	46	0	65	0	70		
3	横浜横須賀道路	阿部倉32-7先	市街化調整区域	昼間	66	0	70	0	75		
J	快快快点具坦印	門印启32 7九	4 車線	夜間	60	0	65	0	70		
4	 一般国道134号線	大津町3丁目3-1先	第二種住居地域	昼間	67	0	70	0	75		
T	双国垣104分/脉	八件門51月51九	4 車線	夜間	62	0	65	0	70		
5	 県道横須賀三崎線	佐野町3丁目14先	近隣商業地域	昼間	69	0	70	0	75		
0	不但恢复其二門 除	在另一001日11元	2 車線	夜間	66	X	65	0	70		
6	三浦縦貫道路	太田和3丁目先	市街化調整区域	昼間	53	0	70	0	75		
0	一冊恢复坦坦	太田和 0 1 日九	2 車線	夜間	46	0	65	0	70		
7	県道横須賀葉山線	公郷町2丁目21先	近隣商業地域	昼間	66	0	70	0	75		
Ľ	不 担 恢 及 貝 米 口 脉	五州□121日21万	2 車線	夜間	62	0	65	0	70		
8	県道久里浜港久里浜	久里浜7丁目14-6先	準工業地域	昼間	66	0	70	0	75		
L	停車場線	ハエバ・リロエ・リル	4車線(一部区間2車線)	夜間	58	0	65	0	70		
9	市道6836号線	池上6丁目2-2先	第一種住居地域	昼間	69	0	70	0	75		
	111 YE 0000 17 WA	ETOIHZ Z/L	4 車線	夜間	63	0	65	0	70		

[時間区分] 昼間:6~22時 夜間:22~6時 [環境基準達成状況] ○:達成 ×:非達成

[要請限度適否状況] ○:要請限度を下回る ×:要請限度を上回る

(2) 面的評価の結果

調査対象区間における住居等の総戸数は9,331戸で、そのうち昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは、8,829戸(達成率 94.6%)でした。

No	No 路線名		昼間・夜 基準値		昼間 基準値		夜間 基準値		昼間・夜 基準値	
		戸 数	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
1	一般国道16号線	2, 678	2, 539	94.8	28	1.1	0	0.0	111	4. 1
2	横浜横須賀道路	421	421	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3	横浜横須賀道路	13	13	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4	一般国道134号線	1, 933	1,933	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5	県道横須賀三崎線	1, 917	1,564	81.6	345	18.0	0	0.0	8	0.4
6	三浦縦貫道路	364	364	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
7	県道久里浜港久里浜停車場線	518	518	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8	県道横須賀葉山線	1, 105	1, 101	99. 6	4	0.4	0	0.0	0	0.0
9	市道6836号線	181	181	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10	県道横須賀停車場線	201	195	97.0	2	1.0	0	0.0	4	2.0
	合 計	9, 331	8,829	94. 6	379	4. 1	0	0.0	123	1.3

[時間区分] 昼間:6~22時 夜間:22~6時

[評価路線] 10路線 (No.10はNo.2の騒音測定結果を準用して評価した)

5 道路交通振動調査の結果

すべての地点で昼間、夜間とも要請限度を下回った。

単位:デシベル

No	路線名	加字相形	測定場所 用途地域 時		測定値 (80%レン	要請	限度	
NO	近 行 沙火 2口	例 足 物 7)	用烟地域	区分	シ [・] 上端 値)	適否	限度	
1	一般国道16号線	東逸見町1丁目19先	近隣商業地域	昼間	33	0	70	
				夜間	28	0	65	
2	横浜横須賀道路	大矢部 4 丁目34-4 先	第一種住居地域	昼間	18	0	65	
	2101212121	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	7, 12,2,2	夜間	14	0	60	
3	横浜横須賀道路	阿部倉32-7先	市街化調整区域	昼間	38	0	65	
0	快快快 有更超	P 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	中国旧厕主区员	夜間	30	0	60	
4	一般国道134号線	大津町3丁目3-1先	第二種住居地域	昼間	34	0	65	
4	双国坦134万脉	八件町31日3-1元	另一俚任后地域	夜間	29	0	60	
5	県道横須賀三崎線	サービー サール サービー サービー サービー サービー サービー サービー サ	佐野町3丁目14先 近隣商業地域	"口"来 本 光 山 七	昼間	42	0	70
Э	宗坦	佐野町3丁目14先	U 解 尚 未 地 域	夜間	36	0	65	
0	一法必要学品	1. H. T. O. T. H. Y.	+ /+* // == +h == +	昼間	18	0	65	
6	三浦縦貫道路	太田和3丁目先	市街化調整区域	夜間	13		60	
		A ARRIVA A STATE A LA L	>= m)(-+- > (昼間	40	Ô	70	
7	県道横須賀葉山線	公郷町2丁目21先	近隣商業地域	夜間	35	0	65	
	県道久里浜港久里浜			昼間	30	0	70	
8	停車場線	久里浜7丁目14-6先	準工業地域	夜間	23	0	65	
				昼間	45	0	65	
9	市道6836号線	池上6丁目2-2先	第一種住居地域	夜間	38		60	
				仪則	აბ	\cup	00	

[時間区分] 昼間:8~19時 夜間:19~8時

[要請限度適否状況] ○:要請限度を下回る ×:要請限度を上回る

6 環境基準及び要請限度

(1) 騒音に係る環境基準(抜粋)

地域の区分	昼 間	夜 間	地域の類型の該当地域
地域の区方	午前6時~午後10時	午後10時~午前6時	地域の類型の該当地域
A地域のうち2車線以			第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
上の車線を有する道路 に面する地域 ^(注1)	60デシベル以下	55デシベル以下	第一種內層住居專用地域
, m, s, z, y,			第二種中高層住居専用地域
D 世界のさまる土地の	65デシベル以下		第一種住居地域
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路		60デシベル以下	第二種住居地域
に面する地域	037 2 170 24		準住居地域
, m, s, 2, y,			その他の地域
			近隣商業地域
C地域のうち車線を有	65デシベル以下	60デシベル以下	商業地域
する道路に面する地域	00人 24人/27人	00/2000以下	準工業地域
			工業地域

この場合において、幹線交通を担う道路 (注2) に近接する空間 (注3) については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準	単 値
昼間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下

- (注1) 道路に面する地域:自動車運行に伴う騒音が支配的な音源である地域のことであり、環境基準達成状況の評価を行うにあたっては道路端より50mの範囲とされている。
- (注2) 幹線交通を担う道路:一般国道、高速自動車国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等をいう。
- (注3) 幹線交通を担う道路に近接する空間:2車線以下の車線を有する道路の場合は 道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から20mま での範囲を指し、近接空間ともいう。また、道路端より50mの評価範囲のうち 近接空間以外の場所を非近接空間という。

(2) 騒音に係る要請限度(抜粋)

単位:デシベル

区域の区分	昼間	夜間	
区域の区方	午前6時~午後10時	午後10時~午前6時	
第一種・第二種低層住居専用地域、			
第一種・第二種中高層住居専用地、	65	55	
第一種・第二種住居地域、準住居地域のうち	05	99	
1車線を有する道路に面する区域			
第一種・第二種低層住居専用地域、			
第一種・第二種中高層住居専用地域のうち	70	65	
2 車線以上の車線を有する道路に面する区域			
第一種・第二種住居地域、準住居地域のうち			
2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	75	70	
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、	19	10	
工業地域のうち車線を有する道路に面する区域			

上表に揚げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、特例として次表のとおりとする。

単位: デシベル

基準	単 値
昼間	夜 間
75	70

(3) 振動に係る要請限度

単位・デシベル

		· — ·
区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時~午後7時	午後7時~午前8時
第一種・第二種低層住居専用地域		
第一種・第二種中高層住居専用地	65	60
第一種・第二種住居地域		
準住居地域、その他の地域		
近隣商業地域、商業地域	70	65
準工業地域、工業地域		